議案第16号

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する 条例の制定について

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する 条例

(三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和41年三田市条例 第2号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和60年三田市条 例第7号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第3条 三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例(平成6年三田市条例第2 4号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特

例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(三田市介護保険条例の一部改正)

第4条 三田市介護保険条例(平成12年三田市条例第12号)の一部を次のよう に改正する。

付則第10項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。(三田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 三田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年三田市条例第11号)の 一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例付則 第3項、三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例付則第4項、三田市 生活排水処理事業受益者分担金徴収条例付則第2項、三田市介護保険条例付則第 10項及び三田市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、施行日以後 の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対する延滞金につい ては、なお従前の例による。